

城陽市上下水道事業経営審議会の審議状況について

城陽市上下水道事業経営審議会（以下、「審議会」という。）は、本市上下水道事業の経営問題、将来計画その他健全な発展に関する事項について審議を行う附属機関ですが、今般、下記のとおり審議会が開催されましたので、別添資料によりその内容について報告いたします。

記

日時 : 令和6年5月17日（金） 10:00～11:30

場所 : 城陽市公営企業庁舎2階 第1会議室

出席委員 : 楠見会長、太田副会長、池田委員、生駒委員、木下委員、塩田委員、清水委員、飛鷹委員、平松委員 【9名】

資料 : 資料1 城陽市上下水道事業経営審議会委員名簿
資料2 城陽市浄水場等の管理業務の直面している課題
資料3 城陽市水道事業等の課題と対策
資料4 ウォーターPPPについて
資料5 令和6年度第1回城陽市上下水道事業経営審議会
会議録

城陽市上下水道事業経営審議会委員名簿

氏名	職名（団体名）
いけだ まさき 池田 雅樹	税理法人オネスト代表税理士
いこま さとし 生駒 智史	城陽商工会議所専務理事
おおた たつや 太田 達也	京都市上下水道サービス協会理事
きのした はるお 木下 晴夫	市民公募
くすみ はるしげ 楠見 晴重	関西大学環境都市工学部 特別任命教授
しおた まさよ 塩田 昌代	市民公募
しみず としゆき 清水 聡行	福山市立大学都市経営学部都市経営学科 准教授
ひだか まなぶ 飛鷹 学	京都銀行城陽支店支店長
ひらまつ しづえ 平松 志津江	働く女性の家運営委員

(50音順)

城陽市浄水場等の管理 業務の直面している課題

令和 6 年(2024 年)5月17日

城陽市上下水道部

1 現状

城陽市浄水場等の管理にあたっては当該業務に熟達した民間会社に業務委託してきた経過がある。

管理にあたっては土日祝日も含めた 24 時間体制で業務にあたる必要があるが、当該受託会社は城陽市浄水場等の設備について管理経験が豊富な従業員を多数擁しており、非常に業務水準が高い一方で、廉価に事業を受託し業務遂行してきた。

現在、委託している業務は以下のとおり

- | | |
|------------|---|
| ○監視業務 | 各施設の水位・流量・薬品注入量・ポンプの作動状況・ろ過池洗浄状況の監視 |
| ○制御業務 | 流量・ポンプの運転・弁の開閉・ろ過時間・薬品注入量の調整 |
| ○確認点検業務 | 警報確認と対応、外部施設の確認点検、作業要領やマニュアル等の作成・見直し、故障時の緊急対応、またこれらに係る助言 |
| ○水質確認業務 | 指定箇所での水質確認測定、水質検査用水の採水、容器管理 |
| ○薬品管理業務 | 薬品の注入量、発注受入、薬品使用の助言 |
| ○地下水位測定業務 | 観測井の水位測定 |
| ○宿日直業務 | 開庁時間外の対応 |
| ○施設見学者案内補助 | 浄水場等の施設見学者の案内 |
| ○その他助言 | 施設設計に係る助言、工事実施時の施設運転に係る助言、緊急時における施設運転の設定に係る助言、緊急時の緊急修理に係る助言 |



城陽市第3浄水場

2 直面している課題について

(1) 現受託会社の令和7年度末での解散

現受託会社が、在籍社員の高齢化が進んだこと、従業員の確保が困難な状況であることから、令和7年度末をもって解散することを表明している。

→直営での対応は採用面、スキル面、市全体の定員管理計画の面で非常に困難であり、令和8年4月以降の受託会社の確保が急務となっている

(2) 次の受託会社について

浄水場等の設備を管理するという点において現状と同等水準の技術者を擁する企業は、水道設備メーカー系列企業か、プラントのメンテナンスを専門に取り扱っている企業に限定される。具体的には緊急時(障害発生時や災害等)対応の適切な要求水準を満たせるのは、豊富なノウハウと実績を有し、かつヒトとモノの調達のネットワークを有する大手しか選択肢がないのが実情である。

一方でこれらの企業においては、複数業務を一括して受託するビジネスモデルに移行しつつあり、従来型の個別委託での受注には消極的である。

令和8年4月以降も浄水場等の運転や監視等の管理業務を継続させるための新たな仕組みを至急構築する必要がある。

城陽市水道事業等の 課題と対策

令和 6 年(2024 年)5月17日

城陽市上下水道部

1 課題

浄水場等の管理業務受託会社の解散を含め、本市の上下水道事業における各種課題を示す

(課題 1) 浄水場等の管理業務受託会社の解散

資料2のとおり

(課題 2) 市が任用し確保すべき技術者の不足

①専門的な技術職員の新規採用が困難な求人環境

技術職員募集への応募が大幅に減少しており、新規の採用が非常に困難になっている。

この傾向は全国的に深刻なものとなっており、原因として官民での給与格差の拡大・民間志向の強まりから、技術を有する求職者が自治体への就職を選ばない流れになっている。

また新卒の技術者の獲得においては、民間企業の場合、インターンシップ後に内定を出すケースが多く、早期に決定されるため、公務員試験のスケジュール上すでに就職が決まっている者が多いことも応募者減少の要因と考えられる。

以上のことから、担い手の確保が非常に大きな喫緊の課題となっている。

②緊急時即応技術を持つ職員の不足

インフラの持続性の確保のために担い手確保が課題となる。

城陽市水道事業において、時間外、土日祝日といった閉庁時間帯に浄水施設に異常(中央計装システム発報)が発生した時に即応できるスキルを持つ正規職員は限定される。次世代職員の育成が採用難等により進んでいない状況がある。

都道府県職員採用難

47都道府県が2019年度に実施した職員採用試験で、国・自治体への就職希望者が減少傾向にある。特に地方自治体では、採用人数が減少傾向にある。また、採用試験の競争率が低下している。これは、民間企業への就職希望者が増加していることと関係している。

採用が難しい職種の分野は、主に土木・建築・電気・機械・情報処理などである。特に土木・建築分野では、採用人数が減少傾向にある。これは、民間企業への就職希望者が増加していることと関係している。

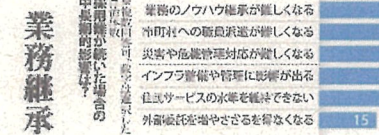


毎日新聞 令和6年1月16日 大阪・兵庫以外 予定数割れ

大阪・兵庫以外 予定数割れ

大阪・兵庫以外 予定数割れ

大阪・兵庫以外 予定数割れ



業務のノウハウ継承が難しくなる
 市町村への職員派遣が難しくなる
 災害や危機管理対応が難しくなる
 インフラ維持や修繕に影響が出る
 住民サービスの水準を維持できない
 外部委託先増やせざるを得なくなる

業務継承など影響も

3面について

(課題 3)事業費の財源確保

①耐震化事業等による将来的な支出の増加

今後、上下水道施設の耐震化をはじめ、老朽化する施設への対応や新たな設備投資が控えており、これらの事業の実施には多額の財源が必要となってくる。その事業実施にあたり、有利な財源である国庫補助金を確保することで将来の市民負担の抑制を図ることが重要となってくる。

②国庫補助金採択要件の改正

令和 5 年 6 月 16 日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(いわゆる「骨太方針」)により国庫補助金採択の要件としてウォーターPPPの導入が位置づけられた。

具体的には下水道事業では国庫補助金の採択にあたり緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP 導入を決定済みであることが令和 9 年度以降に要件化される。

一方、水道事業においては令和 6 年度より水道行政が厚労省から国交省へ移管されたことから、同様の要件化がなされることが想定される。

→国庫補助金獲得のための枠組み作りに取り組む必要性が発生

【資料4「ウォーターPPPについて」参照】

(課題まとめ)

- ・現浄水場等管理業務受託会社の令和7年度末解散に伴い令和8年度以降の受託会社を確保する必要があるが、業務を一括して受託するビジネスモデルに移行しつつある状況下では受託会社を確保することが困難であり、令和8年度以降の事業継続に支障が生ずる
- ・専門的な技術職員の確保が困難な状況が続いており、将来的には現在よりさらに状況が厳しくなることが想定される
- ・上下水道施設の耐震化等を進める上で有利な財源として国庫補助金獲得のための枠組み作りが必要

2 課題に対する対応策

課題は前項のとおり、要約すると「現在の浄水場等管理業務受託会社の代替企業の確保」、「専門的な技術職員の確保」、「事業費の財源確保」の3点に集約される。

それぞれの課題に対する対応は次のとおり。

(1)現在の浄水場等管理業務受託会社の代替企業の確保

現在の受託会社は水道事業に熟達し、城陽市浄水場等についても管理経験が豊富な従業員を多数擁しており非常に業務水準が高い。

浄水場等の設備を管理するという点において現状と同等水準の技術者を擁する企業は、水道設備メーカー系列企業か、プラントのメンテナンスを専門に取り扱っている企業に限定される。具体的には電気系、機械系、その他において様々な障害発生時に適切な対応水準を満たせるのは、豊富なノウハウと実績を有し、かつヒトとモノの調達のネットワークを有する大手しか選択肢がないのが実情である。

→これらから、「本市の求める水準を満たす民間企業に包括して委託する」という形をとらざるを得ない

(2)専門的な技術職員の確保

人材確保が難しいのは、民間を含めた全業種に共通した課題である。

○地方自治体では職員の給与は条例で規定されており、民間企業が提示できるような(好待遇の)雇用条件の提示が難しく自由度が低いこと

○官民間、官官間でも人材の取り合いが進んでおり、雇用条件はもとより応募者に魅力ある条件提示が難しいこと

→これらから、不足する人材は「民間企業の人材を活用＝業務委託」という形をとらざるを得ない

(3)上下水道施設の耐震化等の財源確保

国庫補助金採択要件の改正に対応するため、要件を満たす枠組み作りが必要である。

→財源の確保のため、ウォーターPPP(レベル 3.5)を導入する

(4)その他

全国の末端給水事業者は約 1300、公共下水道事業者もほぼ同数存在する。全国的に見ても既に包括的民間委託を発注している団体を除き、直営及び委託レベル1が大半であり、これらがウォーターPPPへの移行を図った場合、浄水場等の管理を担えるレベルに達している民間側の受け皿が確実に不足することとなる。

そういった状況下において、他団体でもウォーターPPPの導入がここ数年で加速度的に進むとみられ、需要と供給の関係から「委託料の高騰」及び「規模の大きい水道事業者への業者集中」が想定される。

→全国的に本格的な導入検討が加速していく現状、早期の導入が条件的に有利と考えられる

(5)まとめ

浄水場等の管理業務の受託会社を確保するとともに、

上下水道施設の耐震化等の財源となる国庫補助金の採択要件を満たし、

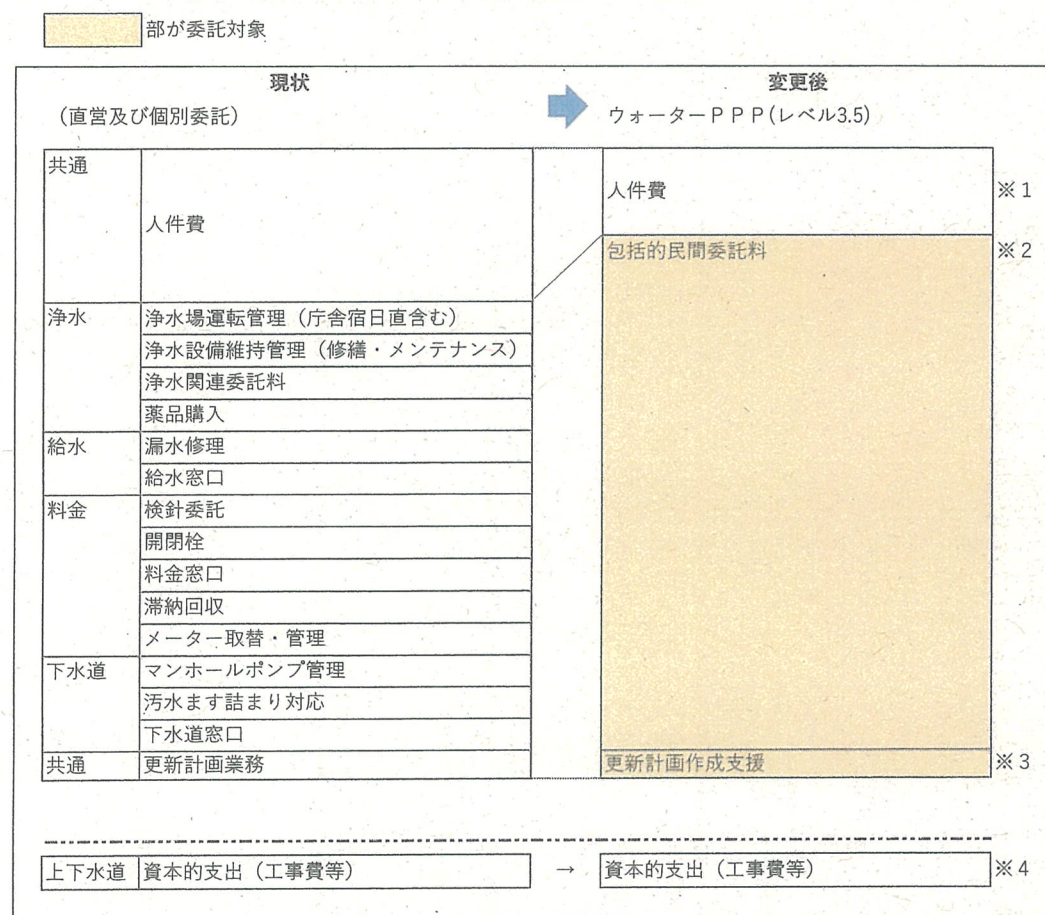
有利な条件での契約が見込める時期にウォーターPPP(レベル3.5)への移行が必要。

3 城陽市上下水道事業におけるウォーターPPP(レベル3.5)の導入

(1)ウォーターPPP(レベル3.5)を城陽市の上下水道事業に導入した場合の役割分担

下図のとおり、直営対応(窓口等市が直接管理分)あるいは個別委託契約していたものを一括して発注する形態に変更する

【図 包括的民間委託に移行するスキーム】



- ※1 委託化によって、業務を担っていた人員が減少
- ※2 元々個別委託又は直営で実施していた業務を包括して委託する
- ※3 ウォーターPPP(レベル3.5)の要件とされた資本的支出に係る支援業務を新規追加
- ※4 資本的支出については市直営でそのまま残る

(2)企業の受託形態

本市のウォーターPPP(レベル3.5)の実施に当たっては、民間企業出資の元で本事業を遂行することを目的とする特別目的会社(SPC:Special Purpose Company)、又は共同企業体(JV:Joint Venture)を想定している。

(3)現状とウォーターPPP(レベル3.5)の比較

	現状(直営+個別委託)	ウォーターPPP(レベル3.5)
コスト(人件費)	給与水準が民間より安価	給与水準が直営より高い
コスト(物件費)	歩掛の範囲内での設計、見積業者が限定されることで高コストになりがち	調達価格は受託者の保有するノウハウ、ネットワークにより直営より低価格化が見込める
財政支援	ウォーターPPP導入を決定済みであることが要件化された国費支援(污水管の改築)について対象外となり、財政面が悪化 今後、要件化の他事業への拡大が想定される	ウォーターPPP導入を決定済みであることが要件化された国費支援を受け続けられる ウォーターPPPの導入検討に対する定額補助等を含む<上下水道基盤強化等補助金>が創設され財政支援が強化される
職員確保	採用に苦慮している実態がある	採用チャンネルが多い。既にノウハウを有する社員の配置が可能。また非常時の横展開が期待できる。総じて持続性が高い
技術	改善、改革の要素が相対的に低い	民間ならではの創意工夫が期待できる
	委託内容のモニタリングに重点を置いた職員育成になる(チェック機能への転換)	ハイレベルの技術の提供が可能
	既存の技術、手法に寄りがち	新技術の導入が容易
	城陽市の実績に依存	他団体の実績から有用な多くのノウハウを有する
災害時対応	日水協の枠組みでの対応にとどまる。	受託業者によるが大手の場合、多くのノウハウ、ネットワークの活用が可能。機材、動員体制の構築が容易
障害対応	個別委託の受託者への対応に依存	自社の資源が多く即応性が高い。また他社とのパイプを活用した対応が容易
市民サービス	直営という点で安心感を得る層がある	委託先ということで市民の認識が浸透するのに一定の期間が必要
	既存のサービスに新たな視点が加わりにくい	市民サービス面でも受託者の有する好事例のフィードバックが容易

4 取組手順及び大工程案

内容	R6年度												R7年度												R8年度			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
要求水準書・募集要項作成																												
事業者意見聴取																												
選定委員会設置																												
事業者募集期間																												
事業者資格書面審査																												
ヒアリング・審査																												
優先交渉事業者決定																												
基本協定締結																												
受け皿となる組織の設立																												
事業契約の締結																												
引継ぎ																												
実施契約締結																												
事業開始																												

ウォーターPPPについて

令和 6 年(2024 年)5月17日

城陽市上下水道部

1 官民連携(PPP:Public Private Partnership)

(1) 官民連携

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI(Private Finance Initiative)など、様々な方式がある。

(2) 上下水道事業における官民連携

官民連携は「業務委託」という発注形態をとることになる。上下水道事業における主な業務委託の方式は次のとおりである。

委託の種類	内容
ア) 個別委託(いわゆる手足委託)	運転管理、点検、水質等の検査、機器保守の役務、検針、庁舎管理など。業務1件ごとに市と業者が個別に契約を締結する
イ) 第三者委託(水道法第24条の3の業務)	水道の管理に関する技術上の業務(ア)の一部)のみを委託 対象業務は水道技術管理者が統括する。具体的には以下のもの ・水道施設の管理に関する技術上の業務(運転、保守点検等) ・水質管理(水質検査を含む) ・給水装置の検査等
ウ) 包括的民間委託(水道法第24条の3の業務を含む)	イ)に加えて、ア)の全部または一部を合わせて委託する 例)イ)+ 検針、徴収、開閉栓、窓口対応
エ) 包括的民間委託(水道法第24条の3の業務を含まない)	ア)のうち、イ)を除く任意の業務を合わせて委託する 例)検針、徴収、開閉栓、窓口対応を一括委託
オ) 指定管理者制度(水道法第24条の3の業務を含む)	地方自治法に基づき施設単位で指定する委託 複数の業務を一括して一者に委託し、管理者の権限を業務範囲において

	代行して「公の施設」の管理を行う。事実上の運営責任を指定管理者が負うもので、民法上の契約ではなく行政処分(協定)となる。水道事業の場合は、浄水場の管理等、水道管理の技術上の事務を業務範囲に含めるため、第三者委託の併用が必要。加えて給水装置を業務範囲に含める場合は、水道法第24条の3該当業務であり、該当業務との分割委託は不可であるため、第三者委託との併用が必要。
カ) ウォーターPPP(レベル3.5)	官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)。 [管理・更新一体マネジメント方式の要件] ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新(支援)の一体マネジメント、④プロフィットシェア
キ) コンセッション方式(運営権委任)	公共施設等運営権 を活用したPFI事業方式。利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、当該施設の運営等を行う権利を民間事業者に設定する 方式。 運営権が受託者に移るため、料金設定といった市民直結部分も受託者権限となる(ただし宮城型コンセッションでは料金上限は宮城県議会で設定)。

(3)城陽市水道事業ビジョン等における位置付け

令和5年12月に改訂した城陽市水道事業ビジョンでは、「持続-7 事業の効率化 ⑫業務委託の検討」において、官民連携(PPP)による業務委託の手法について検討を進めるとしている。

また、城陽市上下水道事業経営審議会において委員からも「新卒の学生の確保ができず委託化への流れが進んでいること、企業側が自治体を選ぶ状況になっている」といった意見があり、答申において「包括委託をはじめとする官民連携を検討するなど、早期に抜本的対策を検討すること。」とされた。

(4)ウォーターPPPIについて

上下水道事業等、公営企業が事業運営を行う形態としては、仕様にに基づき業務委託を個別に発注するものが一般的であった。しかし自治体でのマンパワー確保、とりわけ技術者の確保が難しくなってきたことや、事業の効率化を追求する動きから、全国的に包括的民間委託が進んできている。

民間委託にはその委託する業務の範疇の大小により、そのレベルが「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」(国交省)で定義されている。

レベル0	直営
レベル1	限定分野の個別委託
レベル2	委託発注分野を拡大し、市直営調達・発注分を民間調達に切り替え、委託発注と包括して委託 ⇒ 大口購入によるコストダウン、品質の適正化、企業のコスト削減努力による市の委託料引き下げ
レベル3	レベル2に加え、民間による補修の見極め、保守点検等との業務の連結 ⇒ 更なる効率性の確保
レベル4	民間事業者に運営権を付与する公共施設等運営権制度(コンセッション方式)

令和5年度に入り、国交省によりそのレベル3.5が新設された。レベル3.5では、①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアが規定されている。レベルごとの委託範囲は下図のとおり国交省に定義されている。

包括的民間委託レベル3.5の要件

- ①長期契約…記述のとおり契約は10年間を原則とすること
- ②性能発注…発注者が要求した品質やコスト、期間で実現できるよう委託対象の形状や具体的な機器、材料までは決めず、対象がどのような能力を発揮すべきであるかという「性能」から条件を設定するもの
- ③維持管理と更新の一体マネジメント…通常の収益的支出だけでなく資本的支出にも業者がコミットするもの
- ④プロフィットシェア…契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアするもの

包括的民間委託のイメージ（国土交通省・レベル別概念図）

…包括委託					
レベル0（直営）	レベル1	レベル2	レベル3	レベル3、5 管理・更新一体マネジメント方式	レベル4 コンセッション方式
公共人件費	契約管理費 公共人件費	契約管理費 公共人件費	契約管理費 公共人件費	契約管理費 公共人件費	契約管理費 公共人件費
運転管理費	運転管理費（委託） 個別委託① 個別委託② 個別委託③ 個別委託④ 薬品・資機材購入 修繕・補修費	運転管理費 + 個別委託①～④ + 薬品・資機材購入 ↓ これらを包括して一括委託する	運転管理費 + 個別委託①～④ + 薬品・資機材購入 + 修繕・補修費 ↓ これらを包括して一括委託する	運転管理費 + 個別委託①～④ + 薬品・資機材購入 + 修繕・補修費 ↓ これらを包括して一括委託する	運転管理費 + 個別委託①～④ + 薬品・資機材購入 + 修繕・補修費 ↓ これらを包括して一括委託する
個別委託① 個別委託② 個別委託③ 個別委託④ 薬品・資機材購入 修繕・補修費		修繕・補修費	これらを包括して一括委託する	これらを包括して一括委託する	これらを包括して一括委託する
施設更新	施設更新	施設更新	施設更新	施設更新（支援or工事）	施設更新工事
利用料金収受	利用料金収受	利用料金収受	利用料金収受	利用料金収受	利用料金収受
運営権	運営権	運営権	運営権	運営権	運営権（抵当権設定）
レベル0（直営）	レベル1	レベル2	レベル3	レベル3、5	レベル4
全てを直営で実施	現城陽市の形態 浄水場等運転監視、個別の業務を市が個別に委託	浄水場等運転監視、個別の委託業務、薬品・資機材調達を包括して委託	浄水場等運転監視、個別の委託業務、薬品・資機材調達、修繕・補修を包括して委託	浄水場等運転監視、個別の委託業務、薬品・資機材調達、修繕・補修、施設更新（支援または工事）を包括して委託	浄水場等運転監視、個別の委託業務、薬品・資機材調達、修繕・補修、施設更新工事を包括して委託 運営権設定し運営権対価を得る
	最もマンパワーの必要な浄水場等運転監視を委託しており公共人件費の削減ができています。その他は市直発注のため、設計他監督員のコストが市人件費に発生	レベル1に加えて個別の委託業務他を一括して委託発注することで市人件費の削減を図るとともに、企業の工夫等によるコストダウンを図る形態	レベル2に加えて修繕・補修分野も一括発注の範囲に含める。民間の補修の必要性の見極め、維持管理保守点検との相乗効果により効率的的確な成果が期待できるもの	レベル3に加えて施設更新に係る支援または工事を委託できるほか、長期契約が可能になり、長期的な財政計画に基づいた事業提案が期待できる。	レベル3、5に加えて、事業者に運営権設定が行われ、これに伴う対価の取得ができるほか、施設所有権を有しつつ運営リスクの一部移転が行える
単年度契約	単年度契約	単年度契約	短期契約（3～5年程度）	長期契約（原則10年）	長期契約（10～20年）
仕様発注	仕様発注	仕様発注	仕様発注・性能発注	性能発注	性能発注

2 他団体の状況

(1) 京都府下の状況

- ・京都府下では福知山市がレベル 3 まで対象として包括的民間委託している。
- ・近隣市でも料金分野と上下水道窓口業務を一括して委託する包括的民間委託が進んでいる(宇治市、長岡京市、八幡市、向日市、他)

→ 城陽市では料金分野、上下水道窓口とも直営としており、相対的には委託化は進んでいない状況にある。

① 福知山市の事例

京都府下において、下記の業務を対象とする包括的民間委託(ウォーターPPPの要件を全てみたすものではない)を実施している福知山市の事例がある。

■ 事業名 第二次福知山市上水道事業等包括的民間委託業務

メタウォーター株式会社(社長:山口 賢二、本社:東京都千代田区)を代表とする企業グループは 2023 年 10 月 6 日、福知山市と「第二次福知山市上水道事業等包括的民間委託」(以下「本事業」)の業務委託契約を締結。

当該事業は、民間企業の創意工夫や技術力により同市の上水道事業を安定的に継続することを目的に、公募型プロポーザル方式で発注されたもので、法人(特別目的会社(SPC))の設立等によりさらなる利用者サービスの向上や市内経済の活性化を図るもの。

- ・契約金額 約 39億円
- ・事業期間 2024 年 4 月 1 日 ~2029 年 3 月 31 日(5 年間)
- ・対象業務
 - ① 水道施設運転管理業務
 - ② 水道施設保全管理業務
 - ③ 水道管路保全管理業務
 - ④ 窓口・料金関連業務
 - ⑤ 広報業務
 - ⑥ 庁舎管理業務

⑦計画点検業務

・受託企業(SPC)の概要

①会社名 ウォーターサービスきほく株式会社

②設立日 2023年9月15日

③所在地 京都府福知山市字堀小字水内 945 番地(福知山市上下水道部内)

④代表者 代表取締役 松尾 晃政(メタウォーター株式会社)

⑤資本金 1,500 万円

⑥出資企業
メタウォーター株式会社
メタウォーターサービス株式会社
株式会社フューチャーイン
福知山管工事協同組合
西日本旅客鉄道株式会社

(2) 包括的民間委託を実施している全国の事例

ウォーターPPPでは、「10 年契約」、「プロフィットシェア」、「資本的支出への参画」を要件とするが、これらを除いた福知山市の事例にみられるような「包括的民間委託」は全国水道事業体において多く採用されており、前述のとおり今後その傾向は強まると見込まれる。

厚労省水道課調査では包括的民間委託は 965 施設、176 水道事業者等が採用とされている。

日	時	令和6年5月17日（金） 10時00分から 11時30分まで
場	所	城陽市公営企業庁舎2階 第1会議室
出席者	席 者	楠見会長、太田副会長、池田委員、生駒委員、木下委員、塩田委員、清水委員、飛鷹委員、平松委員
欠席者	席 者	
議題等	議 題 等	【議題】 （1）城陽市浄水場等の管理業務の直面している課題について （2）城陽市水道事業等の課題と対策について （3）ウォーターPPPについて
提出された資料等	提 出 さ れ た 資 料 等	・会議次第 ・資料番号1 城陽市上下水道事業経営審議会委員名簿 ・資料番号2 城陽市浄水場等の管理業務の直面している課題 ・資料番号3 城陽市水道事業等の課題と対策 ・資料番号4 ウォーターPPPについて
審議概要（決定事項等）	審 議 概 要 （ 決 定 事 項 等 ）	・城陽市浄水場等の管理業務の直面している課題について、城陽市水道事業等の課題と対策について、ウォーターPPPについて説明 ※詳細事項は別添「審議内容」のとおり
会議の公開非公開の別及び非公開の理由	会 議 の 公 開 非 公 開 の 別 及 び 非 公 開 の 理 由	公開
傍聴者数	傍 聴 者 数	7名

令和6年度第1回城陽市上下水道事業経営審議会会議録

審議内容
《開催結果の概要》 1. 開会 2. 挨拶 3. 議題 (1) 城陽市浄水場等の管理業務の直面している課題について (2) 城陽市の水道事業等の課題と対策について (3) ウォーターPPPについて 《進行》 事務局： 資料番号2、3、4について説明 会長： 質問・意見等問う。 委員： めばしい業者はあるのか。 また、契約期間は10年間が前提か。 事務局： 何社かから問い合わせもあり、関心を持ってもらっている。 契約期間は10年で考えている。 委員： 民間との給与格差があるが、補助金を入れると全体的なコストは同程度となるのか。 事務局： 現在、補助金はもらえている。ただし令和9年度以降は下水道事業でウォーターPPPを導入しないと補助金をもらえなくなる。それを回避したい。 民間と公務員とでは給与格差があり、大手民間企業だと公務員の1.5倍ほどになる。浄水場の管理業務の委託費上昇分については、水道事業ビジョンの財政計画にも見込んでいる。トータルの委託費は積み上げて精査が必要。 委員： 何処の自治体も人の取り扱いとなり、受けてもらえないリスクもあるのか。 事務局： 全国的に民間委託に移行する流れがあり、受託できる民間企業の数も限られているため、早く手を挙げた方が有利と考えている。 委員： 受けてもらえないリスクは本当にあるのか。 事務局： 今は企業側が自治体を選ぶ時代だが、京都府南部は包括委託の導入が進んでおらず、城陽市は地震や河川の氾濫などのリスクも少ない。また、多くの企業が拠点を有する大阪から高速道路を経由したアクセスも良好で、関心は高いと考えている。 委員： 今委託している廉価な受託会社にウォーターPPPを受託してもらおうという考えはないのか。

審議内容	
事務局：	今委託している業者は、高齢化が進んでいることや新たに人を雇えない状態。10年の契約は不可能。
委員：	人件費が上昇してもいいのであれば、他社と同じでは。
事務局：	浄水場の監視等の仕事は、高度な技術や知識や経験に基づいた判断能力が必要。育てるのに5～10年が必要だが、入ってこないで育てられていない。
委員：	今は公務員も民間企業も人手不足の時代。特に技術職は公務員よりも給与の高い民間企業に就職する学生が多い。東北方面から学生を紹介してほしいと関西大学まで来られたりするが、紹介できなかった。
委員：	高齢化で人材がいらないのは全国的にも同様なので仕方ない。行政と民間がお互いに支えあわないといけない時代。 資料3の9ページにある工程表だが、タイトすぎるのではないか。つなぎの1年間等が必要ではないか。
事務局：	工程についてはぎりぎりに近い。ただ、今年度に入って動き始めたわけではなく、過年度から現受託会社の令和7年度末解散に備え、先進自治体に調査に行って聞き取りなどを行っている。ゴールが決まっているので、こういった工程となる。自治体と民間企業のマッチング会議を経て、複数の企業と話し合いも行っている。同会議において、令和7年度末の条件を提示したら、工程上不可能という反応はなかった。どうしても無理な場合は先延ばしや軌道修正をするかもしれないが、この段取りで行う予定。
事務局：	むこう10年まで任せられるのかということだが、5年後に30万、40万人の都市が手を挙げだしたら太刀打ちできない。早いうちに10年間の安全運営を担保したい。今であれば注目してもらえる状況なのでまずはスタートを踏み出す。
委員：	安全な水を24時間365日提供することは重要な使命である。人材不足で、給与の高いところに人が集まること、令和7年度末で撤退されること、補助金を引き続きいただくこと等考えると致し方ないのかなと。スピード感を持って進めていただきたい。ウォーターPPPのレベルは3.5で良いか。
事務局：	レベル3.5を目指している。運営権の移譲を伴うレベル4のコンセッションは宮城県で1件のみあるが、そこまでは考えていない。あくまでレベル3.5を目指す。民営化は考えていない。委託の集約化を目指している。
委員：	アドバイザー契約は考えているのか。リーガルチェックも必要と思うが。また、管路等の更新や計画は一緒に考えて市から発注するということか。

審議内容	
事務局：	コンサルを入れて詳細な資料を作成するところもあるが、本市ではコンサルは使わず、自分の足でいろんなところへ調査に行っている。特別なコンサル委託契約はしていないが、有識者（大学の先生）の知恵を借りて取り組んでいる。 4条は市に残し、更新計画までを支援してもらう更新支援型で考えている。
委員：	コンサル業者を使わないということだが、リーガルチェックを外注する等スポットでも専門分野の意見を取り入れた方が良い。
委員：	人材不足はどこでも同じだと思うので、海外から日本に来ていただいて、働きながら日本語を学んでもらうという取り組みも必要では。
事務局：	特定技能制度というものがあるが、あくまで民間が主導。行政機関では難しい。採用については大きな課題ではあるが、採用条件の設定や他の採用者との比較、日本語から教えてという仕組みがない。
委員：	今から考えていけないといけないのではないか。
事務局：	技術職のスキルは学生時代から勉強してもらう必要がある。行政機関で育てるのは国全体でやらないと難しい。
委員：	資料3の3ページの課題3-2にある補助金の採択について、これは下水道事業だけで水道事業は関係ないのか。上下水別で考えることも可能か。
事務局：	今は下水道だけだが、水道事業が令和6年度から厚生労働省から国土交通省に移管されたことにより、同じような取り扱いになることも想定される。今回の枠組みは上下水セットで考えている。また上下一体というところで民間側の関心が寄せられている部分もある。
委員：	同じ省庁の方が効率的とのことで移管された。水道事業でも人材不足や老朽化など、下水道事業と同様の問題を抱えており、同じ流れになるのでは。
委員：	水道事業が規制省庁の厚生労働省から事業省庁の国土交通省に移管されたことにより、耐震化等の取り組みが進んでいく。城陽市が求めている浄水場の監視業務は従事者が365日24時間人をはりつかないといけない。メンテナンスと運転管理は別の仕事で、メンテナンスは平日の仕事なので抵抗がないが、求めている運転管理は人のはりつけが必要なので、人材の確保が難しい。国の枠組みになってから動くところが多いので、ここ3年でウォーターP P Pを導入するところが多くなりそう。今の従事者に何人かでも新しい会社で従事してもらったり、要望や要求を聞いたり、契約の条件変更を柔軟にする等の工夫が必要だと考える。
会長：	全体を通しての質問・意見等問う。
一同：	意見等なし

審議内容
4. その他 なし 5. 閉会